

認定個人情報保護団体  
シンポジウム  
資料

# JIPDEC認定個人情報保護団体の 活動のご紹介



2018年3月30日

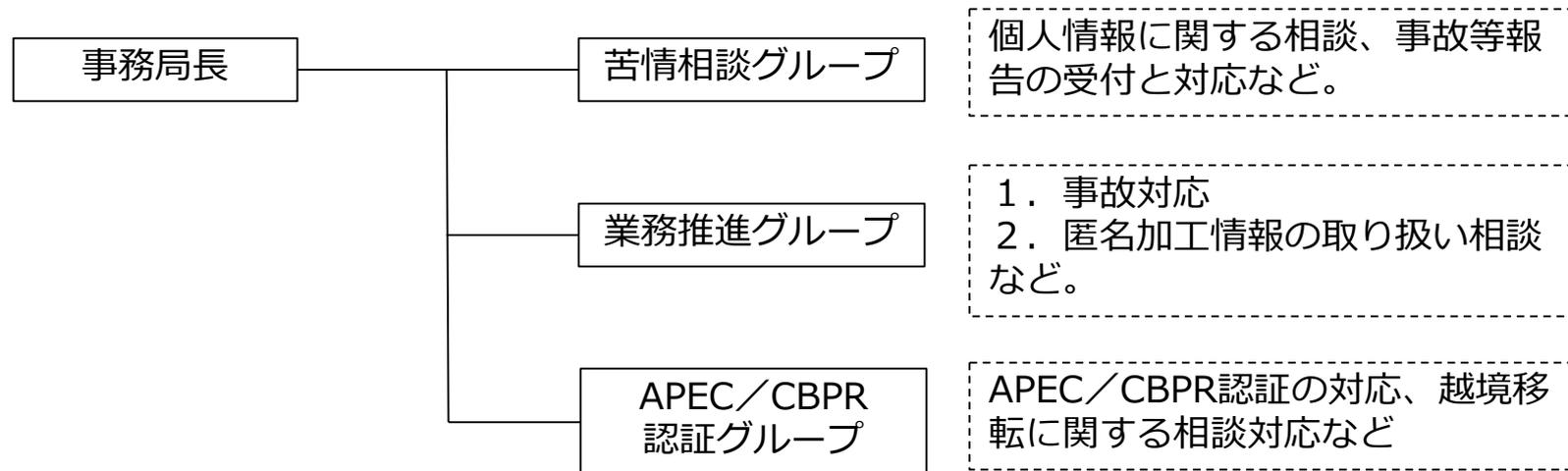
JIPDEC

認定個人情報保護団体事務局

[nintei-inq@tower.jipdec.or.jp](mailto:nintei-inq@tower.jipdec.or.jp)

(JIPDEC法人番号：1 0104 0500 9403)

- 平成17年より認定個人情報保護団体事務局として活動。
- 組織構成



- 対象事業者（10925社（2018年3月15日時点））
  - 当協会が推進する個人情報に関する第三者認証を取得し、同意書を提出した事業者
  - 当協会が推進する事業プログラム制度に参加し、別途定める要件を満足した事業者
- 個人情報保護指針

URL [https://www.jipdec.or.jp/protection\\_org/privacy\\_policy.html](https://www.jipdec.or.jp/protection_org/privacy_policy.html)

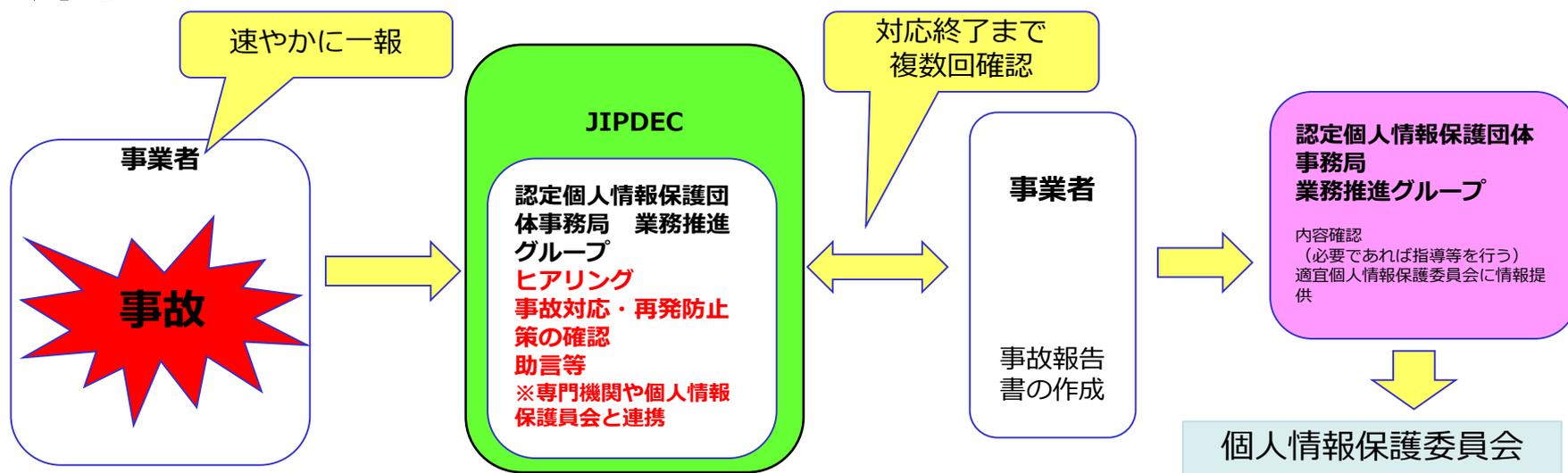
- 相談を含む消費者等からの問合せは、1,500件程度。
- 公的な有資格者（消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員）を配置し対応。

苦情・相談の内容（平成29年度4月から9月期）	件数
利用目的の特定（法第15条）関係	0件
利用目的による制限（法第16条）関係	2件
適正な取得（法第17条）関係	2件
取得に際しての利用目的の通知等（法第18条）関係	1件
データ内容の正確性の確保（法第19条）関係	1件
安全管理措置（法第20条～第22条）関係	36件
第三者提供の制限（法第23条）関係	9件
外国への第三者提供の制限（法第24条）関係	0件
保有個人データに関する事項の公表、開示等（法第27条～第30条）関係	24件
匿名加工情報の取り扱い（法第36条～第39条）関係	0件
その他	32件
<b>合計</b>	<b>107件</b>

## ■ 重大事故の例

- 要配慮個人情報漏えいした場合
- 信用情報、クレジットカード番号等を含む個人データが漏えいした場合であって、二次被害が発生する可能性が高い場合
- 同一事業者において漏えい等の事故（特に同種事案）が繰り返し発生した場合
- 事業者の個人情報を不特定多数の人間が閲覧できる状態になった場合
- 不正アクセスにより、大量の情報流出あるいはその可能性がある場合
- 従業員が不正な利益を図る目的で個人データを持ち出した場合
- 当該事案に関して、マスコミに対して報道発表を行う場合、又はマスコミで報道された場合
- インターネットにおいていわゆる「炎上」している場合など

## ■ 対応



## ■ 匿名加工情報の取り扱いなど、個人データの取扱いにあたっての相談に対応。

- 匿名加工情報については、利用目的により加工方法が変わるため、相談で対応し、一般化できるものが出来れば、指針に追加する予定。

## ■ 相談例

- 匿名加工情報の再識別リスクの判断をしたい。
- 匿名加工情報を受領し、利用する際の安全管理措置。
- データ利用時の通知や同意の取り方。
- 第三国からのデータ移転時の契約時のポイント
- センシングデータの利用など

(匿名加工情報の対応フロー)



**ありがとうございました。  
この資料は、出展ブースで配  
布しておりますので、是非、  
お立ち寄り下さい**

**(お問合せ先)**

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)

認定個人情報保護団体事務局

**[nintei-inq@tower.jipdec.or.jp](mailto:nintei-inq@tower.jipdec.or.jp)**

**[https://www.jipdec.or.jp/protection\\_org/index.html](https://www.jipdec.or.jp/protection_org/index.html)**